

農業負債整理関係資金

(農業経営負担軽減支援資金)

1 制度創設 平成13年度

2 根拠規程 農業負債整理関係資金基本要綱
農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン
経営体育成強化資金実施要綱
熊本県農業負債整理関係資金運営要領
熊本県農業経営負担軽減支援資金融通措置要項
熊本県農業経営負担軽減支援資金事務取扱要領
熊本県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程

3 制度の目的

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲ある農業の担い手に対して、個々の実情に応じてきめ細かな資金を融通することを目的としています。

4 制度のしくみ

借入金の償還が困難となっている農業者であって、農業経営の改善を積極的に推進しようとする農業者に対し、日本政策金融公庫資金、農協等の民間金融機関の資金を低利で貸付を行うものです。

借入希望者は5年間（必要に応じ10年間）の経営改善計画を作成し、融資窓口となる金融機関に提出します。提出を受けた金融機関は、当該農業者の経営状況を勘案し、市町村及び地域振興局農業普及・振興課の協力を得て、経営改善のための指導班を設置し、経営改善計画に基づいて農業者の指導にあたります。

5 利子助成及び利子補給

農業経営負担軽減支援資金には、県の利子補給があります。

最新の貸付金利及び利子補給率については、県のホームページ内の「農業制度資金金利一覧表」をご確認ください。

6 債務保証

農業経営負担軽減支援資金（農協貸付の場合）には、県農業信用基金協会の債務保証制度の適用があります。

7 農業負債整理関係資金貸付条件一覧（農業経営負担軽減支援資金）

資金の種類	融資対象事業	融資対象者	貸付利率	償還期間 (内据置)	貸付限度額
<p>農業経営負担軽減支援資金 (農協等民間金融機関 資金)</p>	<p>営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借り換え。 但し、当該負債が制度資金である場合には、貸付利率が年5%以下のもものは対象とならない。</p>	<p>融資対象者は、次の要件を満たしている農業者であって、次の要件を満たすもの者であること</p> <p>〔共通要件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有している者であって、経営改善計画を作成し、その確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれること 現に約定償還金（元利）の一部の返済が可能であること <p>〔個人〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業所得が総所得の過半を占めていること 貸付を受ける者が60歳以上である場合は、その後継者（農業が現に主として従事している農業者）が現に主として従事している場合等を含む。）としており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあること <p>〔法人〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 総売上高のうち農業に係る売上高が過半を占めること 	<p>最新の貸付利率については、県のホームページ「農業制度資金金利一覧表」をご確認ください。</p>	<p>10(3)年 (通常)</p> <p>15(3)年 (特認)</p>	<p>営農負債残高</p>